

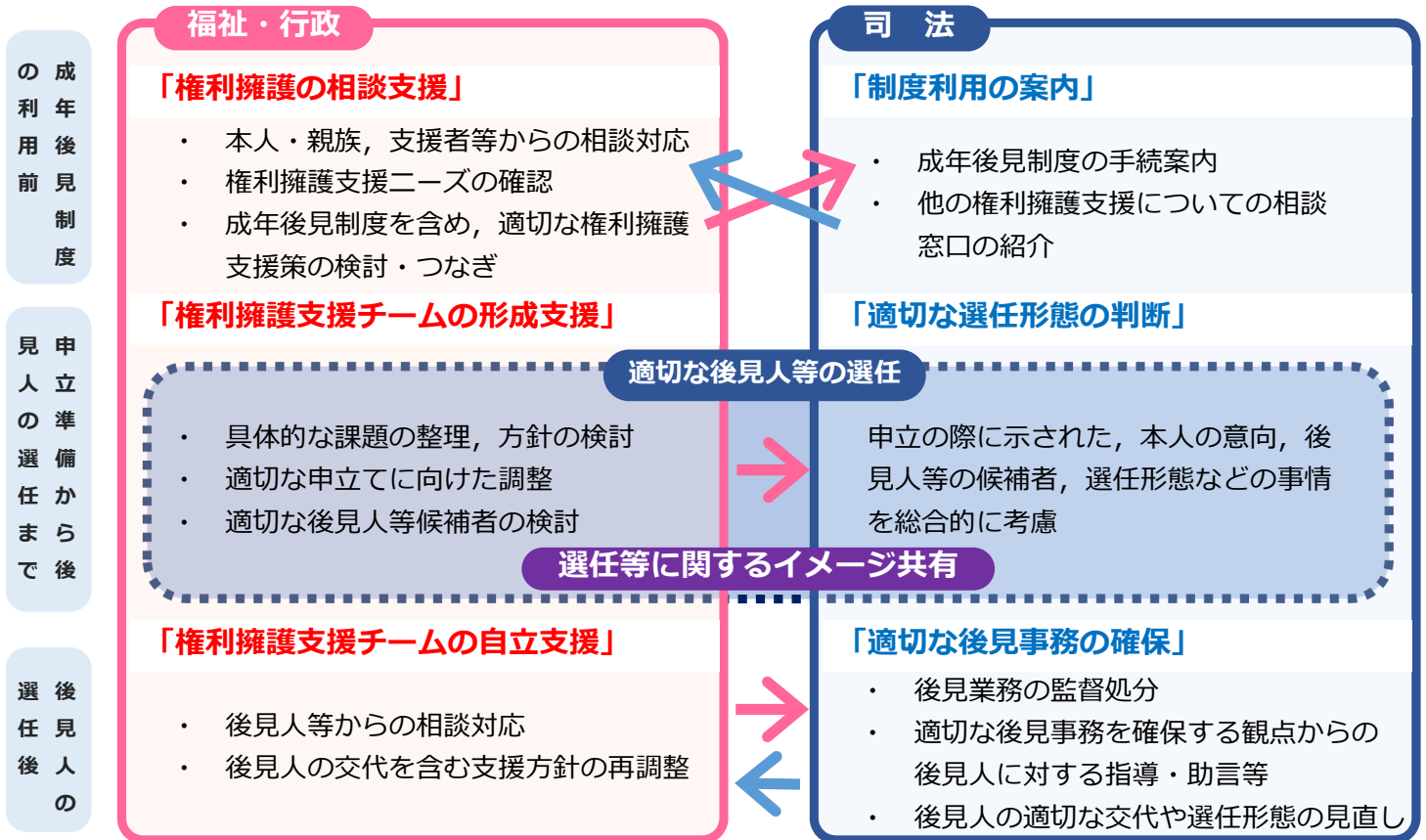
# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和4年3月

最高裁判所事務総局家庭局

# 福祉・行政と司法との連携について

権利擁護支援を行う3つの場面ごとの、福祉・行政と司法それぞれの役割と連携



## 裁判所におけるこれまでの取組

### 各家裁

自治体への個別訪問や協議会等における自治体との意見交換等の様々な方法により、積極的に自治体の取組に協力

- 自治体ごとの制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明
- 基本計画の重要性や取組の必要性・メリット等の説明
- マッチングや後見人支援等における中核機関等と家裁との連携イメージについての説明や意見交換
- 専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力

### 最高裁

各家裁が自治体との連携における好取組を共有し、各地の実情に応じた効果的な取組につなげる方策を協議する場を設定

# 取組を通じて見えてきた課題

## 裁判所からの声

- 一部の自治体が単独での取組を進めていくと、周辺の小さな自治体を取り残される危惧がある
- 小規模自治体単独では、後見人の担い手の確保・育成（例えば市民後見人の育成等）、受任者調整、後見人支援のしくみを備えることが困難
- 各自治体が近隣自治体の動きや県からの働きかけを待っており、自治体間の広域連携に向けた調整が進まない
- 一部の自治体においては、施策のニーズや取組方法が十分に把握されておらず、意見交換会等の開催にとどまっている  
→ 次のステップに進むための個別具体的な支援や後押しを必要としている

## 裁判所から見た 取組を通じて見えてきた課題

- ✓ 各自治体の取組における課題の把握
- ✓ 小規模自治体における体制整備への支援の必要性
- ✓ 広域的な見地からの具体的かつ効果的な支援策の検討の必要性



## 都道府県の協力が重要

3

# 都道府県に期待される役割

## 情報収集・情報提供

管内自治体の取組の実情に関する情報の収集と取組における課題の把握・分析、関係機関との情報共有

## 助言・援助

管内自治体の課題に応じた個別具体的な助言・援助

## 調整

管内の自治体や関係機関等との調整や意見交換の場の設定

## 連携の窓口

家裁本庁（管内全体について主導的立場で取組を行う）を含む関係機関との連携や情報共有の窓口

## 広域的な見地からの支援

自治体単独では取り組むことが困難な課題への対応（後見人の担い手の育成等）

第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項より

「都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。」

4

# 協議会の設置～都道府県と裁判所との連携の観点から～

第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項より

「家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、**都道府県にも協議会を設置する必要がある。**」

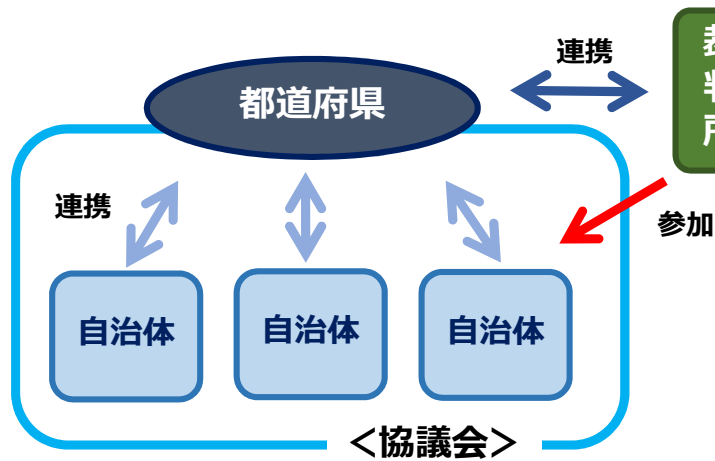
## 協議会の開催の流れの一例

各自治体の取組  
の実情を把握

共通のニーズを有  
する自治体を選定

協議会の実施  
自治体同士の意見交換

- ✓ 小規模自治体も情報共有
- ✓ 自治体相互で工夫や知恵を共有



## 協議会で意見交換を行いたい事項の一例

- 管内自治体の体制整備等の情報について
- 後見人等の担い手の確保・育成について
- 後見人等の選任・交代の在り方のイメージについて

協議会開催の際には  
ぜひ裁判所にもお声  
がけください。



## 福祉・行政と司法との相互理解に向けて

### 裁判所の運用上の工夫・取組の例

- ◎ **協議会等への参加について**
  - 市区町村単位での個別のニーズに対応するために、都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。
  - 協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。
- ◎ **後見人等の選任イメージ、考慮要素の共有について**
  - 申立て手続や受任者調整に必要な情報、基本的な考え方を共有するため、一般的な考慮要素を示したり、模擬事例を用いて意見交換する。
- ◎ **個別事件の進行について**
  - 家庭裁判所においては、成年後見の周辺制度や意思決定支援に対する理解を深める。
  - 福祉・行政の皆様に対しては、司法・審判手続（性質・特徴を含む）について御理解いただくため、手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を説明し、家庭裁判所が申立てを受け付けた後に何をしているか、分かりやすく発信する。

### 裁判所として対応が難しい部分の例

- ◎ **一律の指針や基準を事前に示すこと**
  - 裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することは難しい。
- ◎ **司法として対応できる範囲の限界**
  - 本人を含む関係者の**権利保障の観点**からも、**法律に基づき適正に手続を進行**する必要がある。
  - 裁判所の**中立性**の観点から、一定の方向に本人を説得・誘導することはできない（保佐人に対する代理権付与の事件で家裁調査官が本人の同意を確認する場合など）。

家庭裁判所は申立てを受け付ける前のことについて、福祉・行政の皆様は申立てをした後のことについて、理解し合えればと思っています！



### 福祉・行政と司法との相互理解に向けて

**お互いの立場・役割を知ることが出発点**

